

令和2年4月7日

各 位

会社名 三幸株式会社
代表取締役社長 村上 賢昭

問合せ先 取締役
経営企画部長 橋本 浩伸
(TEL. 03-5217-1622)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令に伴う当社の対応について

当社は、今般、日本政府より7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）に対して緊急事態宣言が発令されたことを受け、当社の対応方針については以下のとおりとさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的(基本方針)

当社として、①社員・スタッフ、家族等の健康確保、②感染拡大防止への協力、③社会から求められている重要業務の継続、を目的とする対応を行う。

2. 実施時期

4月8日（水）以降、5月6日（水）まで

※今後、発令される緊急事態宣言等に沿って変更する。

3. 実施内容

(1) 基本的な考え方

① 感染の拡大回避・沈静化 ② 地域社会への協力 ③ 重要業務の継続（事業継続）

(2) 緊急事態宣言発令期間中の対応

a. 営業職、一般事務職の勤務体制について

- ・重要業務を行う最低限の出社とします。
- ・営業職、一般事務職には在宅勤務及び時差出勤を推奨し、テレワーク困難な業務については、感染症対策に充分配慮した勤務を励行します。

b. サービスの提供について

受託先の施設につきまして、当該7都府県においては、お客様のご要望に対して、関係者と協議の上、可能な限り適切な対応をいたします。

業務にあたっては、お客様のご協力も仰ぎ十分な感染防止策を講じて実施いたします。

なお、延期した作業については、緊急事態宣言が解除された時点において、お客様とご相談の上、再度作業実施日を確定させていただきます。

また、対象地域以外の業務については、感染防止策を講じ平常時の対応をいたします。

当社は、今後も社内外への感染被害抑止と従業員の安全確保を最優先に、政府での発生段階区分に合わせた行動計画に基づき、必要な対応を実施してまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上